# 水見市地域防災計画 雪 害 対 策 編

令和5年5月 氷 見 市 防 災 会 議

### 氷見市地域防災計画目次

第4編 雪害対策編	
第1章 災害予防計画	
第1節 雪に強いまちづくり	1
第2節 雪崩対策等の推進	4
第3節 交通対策	6
第4節 初動活動体制の整備	8
第5節 情報通信連絡体制の整備	8
第6節 医療救護体制の整備	8
第7節 緊急輸送活動対策	8
第8節 緊急避難場所・避難所の確保	8
第9節 物資の確保	9
第 10 節 災害救援ボランティア活動の支援	9
第 11 節 孤立集落の予防	9
第 12 節 防災意識の高揚	9
第 13 節 自主防災組織の強化等	10
第 14 節 防災訓練の充実	10
第 15 節 要配慮者の安全確保	10
第2章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	12
第2節 雪等に関する情報の収集・伝達	15
第3節 交通の確保	17
第4節 災害救助法の適用	20
第 5 節 広域応援要請	20
第 6 節 救助·救急活動 第 7 節 医皮肤護活動	20
第7節 医療救護活動 第8節 避難指示及び誘導	20
第9節 避難所の開設、運営	··· 20 ··· 21
第 10 節 緊急交通路の確保	21
第 10 節 紫心又過路の確保	21
第 12 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	21
第 13 節 廃棄物処理・防疫・保健衛生	21
第 14 節 社会秩序の維持	22
第 15 節 遺体の捜索、処理及び火葬	$\cdots 22$
第 16 節 ライフライン施設の応急復旧対策	22
第 17 節 公共施設等の応急復旧対策	$\cdots 22$
第 18 節 応急住宅対策等	22
第 19 節 教育確保対策	23

### 第3章 災害復旧計画

第1節	市民生活安定のための緊急対策	•••	25
第2節	激甚災害の指定	•••	25
笙3節	公共施設の災害復日計画		25

## 第4編 雪害対策編

第1章 災害予防計画

### 第1節 雪に強いまちづくり

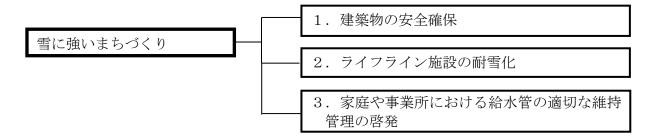
### 【目的】

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動のためには、雪に強いまちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設等の耐雪化を進めることが必要である。

このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を推進するとともに、 ライフライン関係機関や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

また、気温が氷点下になると、水道管の凍結や破裂が起きやすくなる。

そのため、漏水を含めた使用水量が水道施設の供給能力を超えると断水が発生することから、各家庭や事業所において、宅地内の給水設備の適切な維持管理を行うよう啓発する。



### 1. 建築物の安全確保

公共建築物や防災上重要な建築物については、必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。

### (1) 公共建築物

文教施設、庁舎、社会福祉施設、医療施設等は、公共サービスを提供する施設であり、また、 災害時の応急活動の拠点となることから、これらの施設の耐雪性能の確保を図る。

施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を行うとともに、予測される雪害に対し、事前に十分な雪害対策を講じておく。また、新築や改修に際しては、耐雪性能を確保したものになるように努める。

### (2) 一般建築物

建築物の規模、用途、敷地の状況等に応じた耐雪構造化、消融雪施設の整備や自然落下方式 による雪下ろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

### 2. ライフライン施設の耐雪化

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会経済活動 上欠くことのできないものである。

このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を推進するとともに、 ライフライン関係機関や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

#### (1) 上水道施設の予防対策

### ア 施設の耐雪化

積雪、雪崩による施設の破壊及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、市は、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、 予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行えるよう努める。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を増強する。

#### イ 除排雪による被害の防止

水源地・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これら施設を地下式構造とするなど施設の保護対策を講ずる。

#### ウ 応急給水用資機材の整備

市は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、 運搬用車両等の整備を進める。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し取り決めを行う。

### エ 支援体制の確立

豪雪や給水管凍結による断水地域の発生時には、人力、装備、資機材等すべてにわたり、 現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、市は、平常時から支援体制及 び受入体制を整備する。

#### オ 図面等の整備

災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

#### (2) 下水道施設の予防対策

市は、下水道施設の耐雪化の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

#### ア 処理場・ポンプ場の耐雪化

流入水量の増大、低温による処理機能の低下、積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、適正な運転管理を行うとともに、施設の耐雪化を図る。

- ① 処理場、ポンプ場の主要構造物は、積雪に耐えられる構造とするとともに、敷地内の除排雪を励行する。
- ② 積雪時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。
- ③ 停電、断水対策として、自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等 の確保に努める。

### イ 管路施設の防護

排水機能を確保するため、施設の清掃、補修及び改良等に努める。

#### ウ 防災体制の確立

雪害時の下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等についての体制を確立しておく。 また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

### (3) 電力供給施設の予防対策

電力供給施設においては、雪害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインを確保するため、予防にかかる諸対策を講ずるものとする。

#### (4) 通信施設の予防対策

降雪時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、雪害対策の適切かつ迅速な実施の 上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う予防対策に協力し、公衆通信、専用通信、 放送等の施設の安全性確保に努める。

#### (5) 廃棄物処理施設の耐雪化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設の雪による被害を最小限にとどめるとともに、雪害時に おける応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施

するための体制を整備する。

また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。

#### ア 処理施設の雪害予防対策

積雪による施設の破損、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、市は、適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図る。

#### イ し尿、ごみ等の処理体制の整備

### ① 冬期収集体制

市は、住民に対し、積雪期前のし尿の汲み取りの実施を呼び掛けるとともに、積雪時のごみ収集計画の周知を図る。

### ② 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に 必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

③ ごみ、がれき等の一時保管場所の確保

豪雪時においては、ごみ、がれき等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、がれき等の一時保管場所を確保しておく。

④ 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保

市は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等によりトイレが使用できなくなることが予想されるため、必要な場合に備え、リース等により、避難所等に仮設(簡易)トイレ数を確保できる体制(防災協定等)を整備する。

#### ウ 広域的な協力体制の整備

し尿、ごみ、がれき等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、近 隣市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

#### 3. 家庭や事業所における給水管の適切な維持管理の啓発

低温注意報が発表され気温が氷点下になると、水道管の凍結や破裂が起きやすくなる。

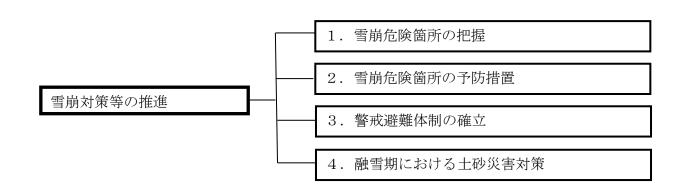
凍結による屋内漏水が多発し、水道施設の供給能力を超える使用水量が発生すると断水となる ことから、各家庭や事業所における宅地内の給水設備の適切な維持管理について、防災行政無線 等で啓発する。

また、水道水の使用水量が供給能力を超える場合には、節水を呼びかける。

### 第2節 雪崩対策等の推進

#### 【目的】

雪崩及び融雪に伴う土砂災害による被害を未然に防止し、一旦雪崩等が発生した場合の被害 軽減を図るため、関係機関と連携して雪崩危険箇所等の調査等を実施し、その実態を把握すると ともに、巡視や有害行為の禁止、警戒避難体制の確立等の予防措置を推進する必要がある。



### 1. 雪崩危険箇所の把握

雪崩危険箇所を把握し、雪崩防止柵等施設の整備に努めるとともに、雪崩発生の危険のある箇所については、広報や標識の設置により関係住民に周知するなどの対策を講ずる。

雪崩危険箇所の調査対象

区分	摘    要
雪崩危険箇所	地形から見て、雪崩が発生する危険性のある斜面の平均勾配が18度以上
(国土交通省)	(雪崩危険斜面)、その標高差が10m以上の場合で、人家5戸以上(公共
	的建物を含む。) 又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を
	及ぼすおそれのある箇所。
雪崩危険箇所	雪崩の発生及び到達の危険性のある山地において見通し角18度以上の場
(林野庁)	合で、人家又は公共施設等に被害を与えたか、与えるおそれのある箇所。

#### 2. 雪崩危険箇所の予防措置

雪崩危険箇所における防止施設の整備に努めるとともに、雪崩危険箇所の公表・周知徹底及び 適切な土地利用の誘導等、雪崩危険箇所の予防措置に努める。

### (1) 雪崩危険箇所情報等の周知

市及び県は、関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、また、ハザードマップの作成・配布に努め、住民への周知徹底を図る。

特に、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・ 警戒避難体制等の整備に努める。

#### (2) 雪崩危険箇所等の巡視及び防災訓練の実施

市は、当該危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、雪崩災害に対する訓練を実施するよう努める。

#### 3. 警戒避難体制の確立

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に 実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所における警戒避難体制を整備するため、次の事項を定める。

- (1) 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準(警戒避難基準)の設定
- (2) 予報、警報及び避難指示等の伝達方法の周知
- (3) 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- (4) 危険が増大したときの避難実施責任者、避難方法、避難所、伝達方法等

#### 4. 融雪期における土砂災害対策

融雪期には、雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危 険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。

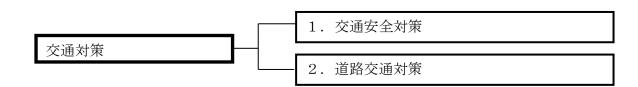
各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

- (1) 危険箇所の定期的な巡視の実施
- (2) 雪崩防止柵等施設の整備による安全の確保

### 第3節 交通対策

### 【目的】

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。そのため関係機関は、降積雪期における交通確保に関する除排雪計画を推進する。



### 1. 交通安全対策

(1) 冬期交通の安全確保の啓発

市及び県、各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車の禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発する。

(2) マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発

市及び県、各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合には、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、インターネット等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

### 2. 道路交通対策

(1) 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。

また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭あいな市街地道路では、その拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。

具体的な当面の対策としては、次のとおりである。

ア 交差点の改良整備

右折車線等の設置等の交差点の局部改良を行い、降雪時において交通渋滞の解消を図る。

イ 停車帯等の整備

バス停車帯等の整備を行い、バス等大型車両の通行の円滑化を図る。

ウ 堆雪帯の確保及び交通障害簡所等の整備

堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪作業後に生じる車道幅員の狭小化を防止するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い通行の円滑化と安全で安心な道路交通を確保する。

#### エ 消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、次の条件に該当する箇所で水源が確保できる 場所には必要に応じて消雪パイプ等を設置する。

なお、地下水を水源とする場合は、地域への影響、地下水位の低下を考慮する。

- ① 道路幅員が狭く、家屋が連担している除排雪作業が困難なところ
- ② 橋りょうの取付部や立体交差等で坂路の勾配が急なところ
- ③ 橋りょう歩車道

#### オ 流雪溝の整備

市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。

#### カ 雪崩対策施設の整備

雪崩危険箇所には、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を進め、山間地における交通の 確保を図る。

キ 集落の孤立につながる沿道林の予防除伐

### (2) 除雪用施設及び資機材の整備

市は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

### ア 除雪機械の整備

除雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。

#### イ 排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、関係機関と連携し、運搬排雪時の雪捨場の確保を 図る。

### ウ 凍結防止剤の整備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤の配備を行う。

#### (3) 除雪計画及び安全対策

市は、次の点に留意し、降積雪期前に道路除雪計画を策定する。

- ア 適切な冬期道路交通が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。特に隣接県、隣接市及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。
- イ 除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できる よう計画する。
- ウ 計画全般について、関係機関と十分連絡協議し、調整を図る。

### 第4節 初動活動体制の整備

雪害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、市及び防災関係機関において、速や かに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使名である。

このため、市及び防災関係機関は、災害対策本部体制や情報収集体制、広域的な支援体制等の整備に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第4節「初動活動体制の整備」に準じる。

### 第5節 情報通信連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、雪害時の通信連絡手段を確保するため、情報収集・伝達手段の多重化を 積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推 進するために万全を期す。

このため、市は、各防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に 努める。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「情報通信連絡体制の整備」に準じる。

### 第6節 医療救護体制の整備

本市の雪害予防対策として、人命の安全確保を最優先におき、被害の可能な限りの軽減に努める必要がある。

降積雪期における医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制の充実・強化に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第9節「医療救護体制の整備」に準じる。

### 第7節 緊急輸送活動対策

災害における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。 具体的な施策については、第2編第1章第10節「緊急輸送活動対策」に準じる。

### 第8節 緊急避難場所・避難所の確保

災害発生時における避難者の収容のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を 指定するとともに、適切な避難誘導体制の確立に努め、また、市民に対し避難所や避難のための知 識の普及に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第11節「緊急避難場所・避難所の確保」に準じる。

### 第9節 物資の確保

豪雪時には、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的にあるいは長期間にわたり 麻痺状態になることが予想されることから、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供 給が円滑に行えるよう、公的備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

また、市は、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第12節「物資の確保」に準じる。

### 第10節 災害救援ボランティア活動の支援

災害発生時において、県内外から駆けつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう側面から積極的に支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成等に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第13節「災害救援ボランティア活動の支援」に準じる。

## 第11節 孤立集落の予防

豪雪による孤立集落の発生を未然に防止するため、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施する。

令和3年1月の大雪にて、倒木や電柱倒壊により6集落が孤立し、氷見市雪害対策本部を設置、 災害救助法の適用となる事態が発生した。こうした事態から、倒木や電柱倒壊があった場合の応急 対策活動に関する協力協定及び相互連携に関する確認を行っている。

具体的な施策については、第2編第1章第14節「孤立集落の予防」に準じる。

### 第12節 防災意識の高揚

雪害による被害を最小限にとどめるには、市民をはじめ防災関係機関等が、雪害に関する知識と 各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第15節「防災意識の高揚」に準じる。

### 第13節 自主防災組織の強化等

災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民や事業所等の迅速かつ的確な行動が極めて重要であることから、市は県等と相互に連携し、自主防災組織等の育成・指導に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第16節「自主防災組織の強化等」に準じる。

### 第14節 防災訓練の充実

災害時に県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第17節「防災訓練の充実」に準じる。

### 第15節 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るため、 必要な安全確保対策を構ずる。

具体的な施策については、第2編第1章第18節「要配慮者の安全確保」に準じる。

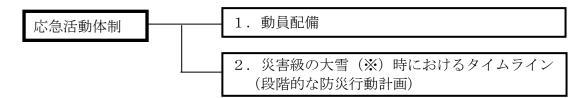
## 第4編 雪害対策編

第2章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

#### 【目的】

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、日ごろから所要の組織及び出動体制を確立しておくとともに、非常に際してはこれに基づき動員を命令し、又は要請するときは、対象者、時期、 方法などを明らかにして応急対策に必要な人員を確保しておき、速やかに動員する。



### 1. 動員配備

応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、必要な職員の 動員・配備を行う。

(1) 警戒配備体制及び非常配備体制

配備•本部体制	配備基準	配備体制
第1警戒配備	大雪警報が発表され、危険な状態	情報収集及び連絡活動を主とし、関
体制	が予想されたとき。 その他の状況により市長が指令	係課が情報収集と連絡活動が円滑に実施できる体制
	したとき。	第2警戒配備体制に円滑に移行し得 る体制
第2警戒配備	大雪警報が発表され、災害が発生	事態の推移に伴い速やかに非常配備
体制	したとき。	体制に移行できる体制をとるため、必
	その他の状況により市長が指令	要と認められる人員を増員配備し応急
	したとき。	対策活動を実施できる体制。
非常配備体制	市全域にわたって災害が発生す	全職員が登庁し、職員全体をもって、
	ると予想されるとき。	応急対策を実施する体制
	市全域でなくとも、その被害が特	
	に甚大になることが予想され、かつ	
	市長が指令したとき。	

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制 を指令することができる。

なお、本節において記述のない具体的な事項は、第3編第2章第1節「応急活動体制」に準 じる。

- 2. 災害級の大雪(※)時におけるタイムライン(段階的な防災行動計画) 災害級の大雪による被害が予想される場合には、
  - (1) 富山地方気象台と連携し速やかに大雪対策本部等を設置し、状況把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信する。
  - (2) 関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応する。

- (3) 人命を守ることを最優先に、迅速に外出自粛等の呼びかけや自衛隊への災害派遣要請等を実施する。
- (4) 住民に不要不急な外出を控えるよう呼びかけるとともに、学校の臨時休校や企業の臨時休業など必要な呼びかけを行う。

### 災害級の大雪(※)時におけるタイムライン(段階的な防災行動計画)

※「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定。

時間	気象・被害情報 (気象台の行動計画を含む)	県·市(危機管理)	国、県、市、NEXCO (道路除雪対応)
~ 3 月 前	大雪に関する富山県気象情報 (3日程度先まで大雪の可能性 がある場合) ・大雪に関する気象説明会 の開催 ・必要に応じて市防災担当 者向け解説資料の提供	全庁的な注意警戒の徹底 危機管理連絡課長会議(県) (大雪第1警戒本部) ・配備体制の増強やリエゾン派 遣の検討 ・市町村との連携 部局長連絡会議(市) ・注意喚起情報の発出 ・交通機関の除雪体制確認 ・ドライバーに対し備品(チェーンやスコップ等)の準備を啓発 ・早めの帰宅、車での外出を控 えるよう呼びかけ	除雪体制の構築 ・道路管理者間の情報連絡本部 の準備及び情報共有(以後継続) ・気象情報の共有と職員の動員 体制の確認 ・関係機関との連絡体制等確認 ・救援物資、支援体制の準備 ・予防的な通行止めの検討 (国、NEXCO) ・県境をまたぐ広域迂回、運送日の 調整について要請を検討 (国、NEXCO)
2日前~数時間前	大雪に関する緊急発表 (気象台、国合同発表) ・大雪注意報 ・積雪開始 ・大雪警報等	初動体制の確立 危機管理連絡会議(県) (大雪第2警戒本部) ・知事メッセージの発出等、マスコミと連携した情報発信の強化 ・企業の臨時休業、学校の臨時 は校など必要な呼びかけ 部局長連絡会議(市) ・警報発令に伴う体制強化 (要員の増員等)	道路監視の強化と除雪出動の準備 ・職員配備、気象情報の収集 ・除雪業者への除雪配備指示 ・道路監視カメラで路面状況、交通 状況を把握(以後継続) ・通行規制情報(除雪作業含む)、 滞留情報、路面画像などを提供 ・高速道路における予防的通行止め の関係機関との調整及び事前広報 (NEXCO) ・県境をまたぐ広域迂回、運送日の 調整について要請(国、NEXCO)
6~0時間前	顕著な大雪に関する 富山県気象情報等 (ホットラインによる連絡)	被害の未然防止  危機管理対策本部設置(県) (大雪対策本部) ・知事メッセージ等、情報発信 の一層の強化 ・知事出席の関係機関の招集 ・被害状況の有無確認、共有 休校など必要な呼びかけ	大雪対策本部会議における 情報共有 ・発生事案の確認、対応状況の 報告 ・通行規制情報(除雪作業含む) 等のHPやSNSで随時情報更新
被害発生	・気象庁防災対応支援チームを市町村の対策本部等に派遣  災害級の大雪による被害発生	雪害対策本部設置(市) ・協定締結先への応援要請 ・通行止め措置等に関する情報共有、広報  状況により災害対策本部を設置 被害への対応 ・自衛隊への災害派遣要請(県) ・災害救助法の要請(市)、適用(県) ・他機関への応援要請 ・協定締結先への応援要請	被害への対応 スタック車両の対応及び復旧に向けた除雪 ・躊躇なき迅速な通行止め措置 ・スタック車両の移動と拡幅・排雪作業の実施 ・滞留車両の台数・安否確認、物資配布等の調整 ・倒木等に伴う道路の通行止め措置と復旧 ・被害状況(孤立有無)、迂回路の把握 ・電線管理者への作業依頼

## 第2節 雪等に関する情報の収集・伝達

### 【目的】

雪等に関する予報及び警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、 手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

雪等に関する 情報の収集・伝達

- 1. 雪等に関する予警報の種類及び発表基準
- 2. 伝達体制

### 1. 雪等に関する予警報の種類及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台が発表する雪等に関する予警報は、次の基準による。

### (1) 注意報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
風雪注意報	風雪による災害が予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m
	/s以上、海上で15m/s以上と予想されるとき。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、6時間
	降雪の深さ15cm以上になると予想されるとき。
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のい
	ずれかが予想されるとき。
	① 積雪地域の日平均気温が12℃以上
	② 積雪地域の日平均気温が9℃以上で日平均風速が5m/s以上か日降水量が20
	mm以上
なだれ	雪崩の発生によって被害が予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想さ
注意報	れるとき。
	① 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合
	② 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合
低温注意報	低温のため農作物等に著しい災害が予想される場合。具体的には、次のいずれか
	が予想されるとき。
	① 夏期:最低気温が17℃以下の日が継続
	② 冬期:最低気温が-6℃以下
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい災害が予想される場合。
	具体的には、最低気温が2℃以下になると予想されるとき。
着氷・着雪	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的
注意報	には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるとき。

#### (2) 警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、
	雪を伴い平均風速が20m/s以上と予想されるとき。
大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、6
	時間降雪の深さ30cm以上になると予想されるとき。

### (3) 特別警報の種類及び発表基準と指標

種類	発 表 基 準
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹
	くと予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

### 2. 伝達体制

市は、注意報、警報等の伝達を受けたときは、直ちに防災行政無線等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。

なお、本節において記述のない具体的な事項は、第3編第2章第2節「風水害等に関する情報 の収集・伝達」に準じる。

### 第3節 交通の確保

#### 【目的】

降積雪や雪崩等により、交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施することにより、 住民の日常生活、社会経済活動の安定及び防災関係機関の実施する救助、救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。

交通の確保 1. 道路交通の確保

#### 1. 道路交通の確保

### (1) 活動体制

氷見市道路除雪計画に基づき、次のとおり除排雪を実施する。

#### ア 除雪体制

毎年、副市長を本部長とする氷見市除雪対策本部を設置し、除雪体制に入る。

### イ 除雪計画路線の決定

市内の主要幹線道路を主体として、市外との連絡・物資の輸送及び民生の安定を図る上で 重要な路線について、交通量、道路状況、延長、幅員、線形、沿道の状況、気象条件及び通 学路等の諸要素を勘案して決定する。

### ウ 除雪計画路線区分

除雪計画路線については、路線の性格を勘案して3種に区分し、各区分の除雪目標、除雪 作業の標準は次のとおりとする。

### 【除雪計画路線区分】

区分	除雪目標	
重要路線	国道及び県道と連絡する道路、または、市外へ連絡する道路等市の産業	
	経済上重要な路線で、交通に支障のないよう常時きめ細かく実施する。	
第1種	集落間を連絡する道路等で、市民生活上重要な路線。	
	除雪は交通に支障のないよう常時実施する。	
第2種	重要路線、第1種路線以外の道路。	
	除雪は、重要路線、第1種路線の交通を確保した後で実施する。	

### 【除雪出動区分】

作業区分	出動基準
新雪除雪	新降雪深が10cmを超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
路面整正	① 路面に残雪等があり、放置すると交通障害を引き起こす恐れのあるとき。
	② 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のある
	とき
圧雪処理	① 路面圧雪厚さが10cmを超えるとき。
	② 気温の変化や通行者のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不
	陸が生じ交通障害の原因となる恐れがあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪(雪堤)が大きくせり出し、必要幅員の
	確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点部で、交通可能な幅員の確保が困
	難になると判断されるとき。
凍結防止剤	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により低温注意報が発令され路面が凍
散布	結し、交通障害の発生が予想されるとき。
歩道除雪	通学路等歩道上の積雪深が20cmを上回っている場合を標準とし、長靴・
	防寒靴で歩行可能な状態を確保する。

#### (2) 豪雪時における除排雪体制の強化

豪雪時においては、道路交通を迅速かつ適切に確保するため事前に緊急輸送道路の指定、追加借上げの除雪機械やオペレーター等の動員及びその他必要な対策等を確立し、除排雪体制の万全を期する。

#### (3) 車道除雪の一層の強化

除雪路線が適切な道路網として確保されるよう、他の道路管理者とも緊密に連携しながら実施する。

### ア 重要路線の除排雪強化

重要路線のうち、特に交通量の多い重要路線については、より一層の除排雪レベルの向上 を図り、豪雪時においても原則として常時交通を確保する。

#### イ バス路線の優先的除排雪

公共交通の確保を図るため、バス路線の優先的除排雪に努めるとともに、運行回数の多い路線については特に配慮する。

また、道路幅員の狭い路線については、バス停車帯及びすれ違い確保のため除排雪の強化 に努める。

### ウ 交差点の除排雪

円滑な交通確保のため交差点の除排雪に努める。このため、他の道路管理者と除排雪の役割分担を決めるなど、緊密な連携を図るとともに、重要な交差点については、常に迅速な対応ができるよう作業体制を図る。

#### エ 踏切付近の除排雪

踏切事故防止のため、踏切付近の道路除排雪については、常に円滑な車の通行ができるよう配慮する。

#### オ 除排雪作業の早期取組と効果的実施

早期除雪を最重点とするが、日中においても降雪強度や路側堆雪状況に応じ、その出動時期を適切に判断し、除排雪に努める。また、その際、機種の選定やその組合せを適切に行い、効果的な除排雪の実施に努める。

#### (4) 歩道除雪の推進

歩道除雪については、その構造や沿道条件及び車道除雪との関連など実施上種々の問題はあるが、これらの解決策の実施に努め、特に歩行者の多い駅、主要なバス停、学校、保育所、認定こども園やその他公共施設に通じる歩道を重点的に実施する。

この際、国、県との連携や住民の自主的協力により、地域生活道路とも有機的に結ばれた安全な歩行者空間が確保されるよう配慮する。

### (5) 除雪情報収集連絡体制の強化

除雪パトロールの強化などの情報収集連絡体制の充実により、除排雪の効率化を図るととも に、必要な情報については住民や一般通行車両に適切に提供する。

また、特に雪崩発生のおそれのある区間については、パトロールの強化を行うとともに、警察とも緊密な連絡を取り、速やかに適切な対策(雪庇処理、通行規制等)を講ずる。

### (6) 一般市民への協力要請

除排雪の応急復旧活動を円滑に推進するため、下記事項について一般市民の協力について理解を求めるとともに周知を図る。

- ア 除雪障害物の撤去
- イ 屋根雪下ろしの後始末の励行
- ウ 側溝等による雪流し作業の計画的実施
- エ 除雪により破損しやすい物件の防護措置
- オ 適切な立木の維持管理
- カ 地域ぐるみ除排雪活動の推進
- キ 雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故防止の注意喚起

### (7) 要配慮者の安全確保

市は、一人暮らし高齢者等の屋根雪下ろし費用を助成するなど除雪支援に努める。 また、除雪ボランティアの活用を図ることとし、その活動は要配慮者宅周辺の除雪などが中心となる。

### (8) 警察との協力体制の確立

道路除雪対策本部実施班は、除雪の実施に当たっては、警察と綿密な連絡を取り、路上放置物件の取締り、除排雪作業に関する交通規制、情報収集等の協力を要請する。

### 第4節 災害救助法の適用

災害により、市の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定の基準を超える場合、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、県知事に対し災害救助法の適用を要請する。

具体的な施策については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用」に準じる。

### 第5節 広域応援要請

雪害の規模や情報収集した状況から、市だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく 広域応援協定や自衛隊の災害派遣要請を迅速かつ的確に行う。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「広域応援要請」に準じる。

### 第6節 救助·救急活動

降積雪時の消防活動には制約条件が多く、また特異な事故の多発も予想されることから、消防、 防災関係機関等は、冬期警戒体制をとるとともに、緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅 速かつ的確に行う。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「救助・救急活動」に準じる。

### 第7節 医療救護活動

豪雪時には、家屋の倒壊、雪崩等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、職員の参集の問題、交通、通信の途絶による混乱や、ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

このため、市は、医療機関の被害状況を早期に把握し、県、各医療関係機関、各防災関係機関との密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「医療救護活動」に準じる。

### 第8節 避難指示及び誘導

降積雪時には、雪崩、雪圧による家屋の倒壊等が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市は、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難指示を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。

誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の避難を優先して行う。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「避難指示及び誘導」に準じる。

### 第9節 避難所の開設、運営

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所の設置が必要なときは、速やかに開設する。

避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会、自主防災組織、ボランティア等を中心と した避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。

運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「避難所の開設、運営」に準じる。

### 第10節 緊急交通路の確保

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。 具体的な施策については、第2編第2章第10節「緊急交通路の確保」に準じる。

### 第11節 輸送手段の確保

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際 に必要な人員、物資等の輸送等を迅速かつ的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図 り、輸送手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「輸送手段の確保」に準じる。

### 第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

市は、被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、飲料水・食料・生活必需品を供給する必要が生じた場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給する。

具体的な施策については、第2編第2章第12節「飲料水・食料・生活必需品等の供給」に準じる。

### 第13節 廃棄物処理·防疫·保健衛生

廃棄物処理対策について、市は、収集運搬機材、一時保管場所、処理施設及び処分場を確保する とともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに、円滑な処理に勤める。

また、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の体力の低下等によって、感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

市は、避難所等の被災者に対し、保健衛生に関する指導等を行い、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第13節「廃棄物処理・防疫・保健衛生」に準じる。

### 第14節 社会秩序の維持

豪雪時には、一時的あるいは長期的に社会生活上に大きな混乱が生じることが予想され、さらに時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需品の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

市は、被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第14節「社会秩序の維持」に準じる。

### 第15節 遺体の捜索、処理及び火葬

豪雪時には、家屋の倒壊や雪崩の発生により、多数の死傷者が生じるおそれがある。市は、雪害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の捜索、処理、火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第15節「遺体の捜索、処理及び火葬」に準じる。

### 第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

降積雪時におけるライフライン施設の損壊等によるサービスの低下や通信の途絶は、市民の生活 や産業活動の維持に深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、被害の防止とできる限り早急な応急復旧対策を実施するための活動体制を確立し、応急復旧対策を迅速に実施するものとする。

市は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第17節「ライフライン施設の応急復旧対策」に準じる。

### 第17節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川施設及びその他の公共施設が雪害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修繕工事を行うものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。

具体的な施策については、第2編第2章第18節「公共施設等の応急復旧対策」に準じる。

### 第18節 応急住宅対策等

豪雪によって、家屋に被害を受け、自らの力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理等を積極的に実施し、住生活の安定に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「応急住宅対策等」に準じる。

## 第19節 教育確保対策

災害により教育が中断されることのないよう被害を受けた文教施設の応急復旧等、必要な対策を講じる。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「教育確保対策」に準じる。

# 第4編 雪害対策編

第3章 災害復旧計画

### 第1節 市民生活安定のための緊急対策

市は、被害を受けた市民が、被災から速やかに再起するよう、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」に準じる。

### 第2節 激甚災害の指定

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復日事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

具体的な施策については、第2編第3章第2節「激甚災害の指定」に準じる。

### 第3節 公共施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者に おいて、各施設の原型復旧にあわせて、災害の再発生防止のために必要な施設の新設、改良を行う 等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため、迅速 に実施するものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第3節「公共施設の災害復旧計画」に準じる。